

敦賀市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した、定期監査の結果
を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年2月2日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

福祉保健部

地域福祉課（三島会館、福祉総合センター、やまびこ園、子ども発達支援センター）

健康推進課（健康づくり推進室、健康センター、休日急患センター）

児童家庭課（子育て総合支援センター（栗野子育て支援センター）、保育園・児童館、児童クラブ、児童文化センター、児童センター）

国保年金課（診療所）

長寿健康課（地域包括支援センター）

4 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度（4月から7月末まで）における事務の執行状況及び事業の管理状況

5 監査の実施日

令和2年10月14日、15日

6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び事業の管理が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- （2）事務処理で法令に違反するものはないか。
- （3）事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

8 監査の結果

各課等における財務に関する事務の執行については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 施設の管理運営について

三島会館における人権啓発等の取組みについては、館外での活動のみならず、館を利用した活動にも取り組むとともに、館の存立意義を考慮した管理運営に努められたい。

【地域福祉課】

(2) 情報管理について

出先機関において日頃の業務に伴い作成されるデータファイル等については、主管課においてもその重要度等も含め概要を把握し、適正な情報管理に努められたい。

【地域福祉課】

(3) 賃借契約について

児童文化センターにおける複数年賃借に係る賃借料の一括支払いについては、市が公表する財務書類との関連が個別認識できるよう検討されたい。

【児童家庭課】

(4) 業務システム改修について

各業務システムに係る改修については、改修の内容に応じ修繕費用とすべきか無形固定資産に計上すべきかを適正に判断されたい。

また、今後の制度改正等に伴うシステム改修に係る費用を抑える観点から、特定業者のみならず他の業者も対応できるよう検討されたい。

【児童家庭課】